

(32) 『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、六六頁。

なお、山田昭次「立教学院戦争責任論覚書」(立教学院史研究)創刊号、二〇〇三年三月)では、「神と国のため」という標語についての小島の解釈は、立教学院やその設立者である日本聖公会の思想の主流から逸脱したものなのか、共通するものなのか」と問い、『立教学院八十五年史』に記された敗戦直後の「御真影奉還」の仕方に触れて、「その鄭重な扱いは天皇制国家に対する忠誠心の表現であり、小島の思想が立教学院の主流から逸脱したものと見えない」と指摘している(六頁)。

(33) 『立教学院百二十五年史』(資料編第一巻、四四二～四四三頁)所収の『東京日日新聞』(一九三六年七月二日)一一面の記事。

(34) 前掲『復刻版 社会運動の状況 昭和十五年』六九六頁。

(35) 『立教大学新聞』(第二四号、一九二五年一月一日)二面。
『立教学院百二十五年史』(資料編第一巻、三九七～三九八頁所収)。

〔注 第二章〕

(1) 『第十八回日本基督教連盟総会報告』一九四〇年一月二六～二七日(日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『日本基督教団史料集』第一巻、日本基督教団出版局、一九九七年)二七四～二七六頁。

(2) Report of the Department of the Foreign Missions For the Year Ending December 31, 1932, *ANNUAL REPORT OF THE NATIONAL COUNCIL FOR THE YEAR 1932*, Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church in the USA (以下「DFMS PECUSA」), pp.84-87.

(3) NSB to JWVW, 4 January 1933, JR, Box 163, AEC.

(4) ウッドは、日本は他の東洋の国よりも教会自給において進展があるとしながらも、中国でも日本でもアメリカ聖公会傘下の現地人指導者が悲しいことに福音伝道への熱意に欠けているという問題は、ブラジル、キューバ、メキシコのような中南米とは驚くほど対照的であると述べ、東洋伝道の難度に言及している。
JWW to NSB, 27 January 1933, JR, Box 163, AEC.

(5) 「日本聖公会主教会議事録」一九三二年一〇月二〇日、日本聖公会管区事務所所蔵。

(6) BISHOP'S MEETINGS MINUTES, 7-9 May 1935.

(7) NSB to JWVW, 21 May 1935, JR, Box 164, AEC.

(8) 「日本聖公会主教会議事録」一九三四年三月二〇日。

(9) 「日本聖公会第九総会議決録」一九〇八年四月、二二～二四頁。

(10) 「The Special Convention of the Missionary District of North Tokyo, 17 October 1935, CSR, JR, Box 124, AEC. *The Spirit of Missions*, 1936, pp.13-14. JM to CSR, 25 October 1935, JR, Box 117, AEC.

(11) J・T・エリスほか著、上智大学中世思想研究所編訳・監修『キリスト教史』(一〇、平凡社、一九九七年)四八九～四九一頁。

「神社参拝問題其の他に關する羅馬教皇庁の通牒」駐日教皇使節館に到着」(『日本カトリック新聞』第五六二号、一九三六年七月二六日)一面。

(12) 高木一雄『大正・昭和カトリック教会史』(一、聖母の騎士社、一九八五年)二五九～三三七頁。

(13) 上智大学史料編纂委員会編『上智大学史資料集』(第三集、上智学院、一九八五年)七四頁。

- (14) 『連盟時報』一九三〇年六月一日(前掲『日本基督教団史資料集』第一卷)一七七～一七八頁。
- (15) 『第十一回日本基督教連盟総会報告』一九三三年一月一日～五日(前掲『日本基督教団史資料集』第一卷、一七九頁)。
- (16) Shirley Hall Nichols to the Bishops of the Nippon Sei Kokwai, 1 July 1931.
- (17) 「日本聖公会主教会議事録」一九三二年七月一日。
- (18) 「日本聖公会の祈祷書に不穩の章句発見」明治廿八年來全国に頒布／内務省、改訂を嚴命」(『読売新聞』一九三五年一月九日)七頁。
- (19) PRO, FO 371/20290 S, Heaslett to R. Clive, 1 August 1936, Enclosed in Clive to Orde, 7 August 1936. ノーミン・アイオン「十字架の勝利のために」英国における対日布教活動の概観(一八六九—一九四五年)(都築忠七、ゴードン・タニエルズ、草光俊雄編『日英交流史 一六〇〇—二〇〇〇』第五卷、東京大学出版会、二〇〇一年)三三〇頁。
- (20) 同右、三三〇～三三二頁。
- (21) 同右、三三二頁。
- (22) 「日米教会指導者によるリバーサイド会議／終始友好的に進行」(『基督教世界』第六十年第二十三号、一九四一年六月五日)九頁。
- (23) Samuel Heaslett, FROM A JAPANESE PRISON, Student Christian Movement Press, LTD., 1943.
- (24) John Basil Simpson, George Noel Strong, *Kobe Fellowship Letters Vol. III*, 中原康貴訳(ノエル・ストロング書簡 増補c号、一九四三年一月)(日本聖公会神戸教区歴史編纂委員会編『バジル書簡集』第三卷、二〇二二年)一〇〇～一〇五頁。
- (25) 『連盟時報』(一九三二年三月一日)一面。
- (26) 「時局に関する進言」常議員会、一九三三年四月一日。「非常時局に対する声明書」第二回連盟総会、一九三三年二月一日(前掲『日本基督教団史資料集』第一卷、一八〇頁)。
- (27) 『日本カトリック新聞』(第六一四号、一九三七年七月二五日)一面。
- (28) 「非常時局に関する宣言」日本基督教連盟、一九三七年七月二日(『連盟時報』一九三七年八月一日)一面。
- (29) 「支那事変ニ関スル声明」第十五回日本基督教連盟総会、一九三七年一月二四日(『連盟時報』一九三七年二月一日)五面。
- (30) 「時局と日本聖公会」(『基督教週報』第七四卷二二号、一九三七年八月二三日)六頁。
- (31) 「時局に対する訓示及祈祷」(『基督教週報』第七四卷二四号、一九三七年八月二七日)一頁。
- (32) 「世界各国ニ在ル基督教指導者へノ開書」(『連盟時報』一九三七年二月一日、前掲『日本基督教団史資料集』第一卷、一八二～一八五頁)。
- (33) 「東西南北／英国大監督淺慮の行動」(『基督教週報』第七五卷六号、一九三七年一〇月八日)一頁。
- (34) CSR to JWW, 20 June 1938, JR, Box 125, AEC.
- (35) USPGA, South Tokyo Letters Received 1938, Kenneth Sansbury, circular Letter No. 1, 7 October 1938. 前掲「十字架の勝利のために」英国における対日布教活動の概観(一八六九—一九四五年)三

三二頁。

- (36) 「主教會議事録」一九三七年二月二日。
- (37) 「国民精神総動員に就て」(前掲『基督教週報』第七五卷六号) 一頁。
- (38) 「教報／国民精神総動員と公会の動き」(『基督教週報』第七五卷一五号、一九三七年二月一七日) 六頁。
- (39) 松下正寿「国民精神総動員と青年聯盟」(『基督教週報』第七五卷二二号、一九三八年二月一日) 四頁。
- (40) CSR to JWV, 20 June 1938, JR, Box 125, AEC.
- (41) 名出保太郎「総会代議員及全日本聖公会員に告ぐ」(『基督教週報』第七六卷九号、一九三八年五月六日) 一頁。
- (42) CSR to JWV, 20 June 1938, JR, Box 125, AEC.
- (43) 「教界廿五派懇親会／全教派聯合結成の提案／天主教公会救世軍の異色」(『基督教週報』第七七卷四号、一九三八年九月三日) 七頁。
- (44) 第一次世界大戦後の民族自決運動の興隆とともに、非西洋の異教と異文化に西洋近代と同等の価値をみとめる文化人類学者マリノフスキー (Bronislaw Kasper Malinowski) の文化相対主義が登場した一九二〇年代以降の潮流のなかで、超教派アメリカ信徒による外国伝道調査団が一九三二年にもとめたアジア伝道における土着化路線とは対照的だったのが、ヨーロッパの教会事情であった。同時期の戦時下ドイツ教会闘争では、神学者カール・バルト (Karl Barth) らが、ゲルマン民族の優越と排他的純血を誇示するナチスに対しバルメン宣言を発して、異教徒の民族や文化の尊重とは反比例するイエスに集中した危機神学を展開し、ドイツの国

粹的エスノ・セントリズムに対抗していた。これに対し、日本も一九三七～四〇年にかけて、矢内原忠雄、河合栄次郎、天野貞祐らの帝国大学系教授や津田左右吉らの著書が発禁、自主廃刊、さらに辞職や休職に追い込まれるという思想弾圧のなか、日本のバルティアン (バルト神学者) や危機神学の信奉者らは、戦時下日本排他的国粹主義のまえに沈黙するか、日本至上主義に迎合したのである。

- (45) 森東吾「文部省側から見た日本キリスト教団成立の事情」(『出会』九卷一号、日本基督教協議会宗教研究所、一九八六年、四～六頁、八～一〇頁)。
- (46) 前掲『日本基督教団史資料集』第一巻、二六六～二六七頁、三二一～三二九頁、三六五～三七〇頁。
- (47) 聖公会代表として日本基督教連盟と折衝した佐々木鎮次は、連盟主導の教会合同運動の特徴を四点指摘している。一、全教会の合同を策することなく、もつとも似か寄るものからの合同運動であること。二、相異点を無視し、共通点の見極めを急ぐ傾向にあること。三、合同運動と協同伝道の不可分の強調の要因として、合同とは連盟の機関の延長のようなものを通じての実際の活動という認識があったこと。また、神の国運動が合同運動に反映し、全国協同伝道に恒久性を与えようとする願望が教会合同の達成への熱望を熟成させたこと。教会合同が実現すれば、協同伝道はなくなり、唯一の伝道戦線があるのみのはずであるが、合同機運が協同伝道のなかに熟成されると提言するなら、合同は単なる機軸以外のなにもでもないこと。四、聖公会が譲歩し得ない監督制 (主教制) を不触問題としていること (佐々木鎮次『我邦に於

- ける教会合同運動の動向と日本聖公会の態度」日本聖公会教会一致促進中央委員発行、教会レユニオン資料集第四輯、一九三六年。
- (48) [佐々木鎮次発信控九号、五七五、岩佐琢蔵宛書簡] (一九三九年七月一日、日本聖公会管区事務所蔵)。
- (49) [佐々木鎮次発信控九号、五七八] (一九三九年七月二日、日本聖公会管区事務所蔵)。
- (50) 都田恒太郎総幹事「教会合同並に自給運動に関する経過報告」(前掲『日本基督教団史資料集』第一巻、二七四～二七六頁)。
- (51) 『一九四〇年一月二一日 第五四回日本基督教団大会記録』一二～二三頁、一〇三～一〇七頁、一一〇～一二三頁(前掲『日本基督教団史資料集』第一巻、三二五～三三〇頁)。
- (52) 『一九四〇年一月二一日 第五六回日本組合基督教団総会決議録』『昭和十五年度日本組合基督教団便覧』附録、四六、四九頁(前掲『日本基督教団史資料集』第一巻、三四七～三四八頁)。
- (53) 同右、三五五～三五六頁。
- (54) 同右、三六〇～三六二頁。
- (55) 同右、三六三～三六四頁。
- (56) [佐々木鎮次発信控九号、五六五] (一九三九年六月三〇日、日本聖公会管区事務所蔵)。
- (57) Charles Hoskins Evans (以下、CHE と略記) to CSR, 22 August 1940, JR, Box 107, AEC.
- (58) CHE to JWV, 12 September 1940, JR, Box 107, AEC.
- (59) NSB to JWV, 11 September 1940, JR, Box 164, AEC.
- (60) NSB, Report for 1940, JR, Box 164, AEC.
- (61) CSR to JWV, 15 October 1940, JR, Box 125, AEC.
- (62) "Report of the Committee on Foreign Missions Concerning Japan, JOURNAL OF GENERAL CONVENTION, 1940, pp. 444-446.
- (63) 「日本聖公会シー、イー、シー、教師社団定款」第五条、第六条。
- (64) CSR to J.T. Addison, 18 March 1941, JR, Box 125, AEC.
- (65) "Report of the Committee on Foreign Missions Concerning Japan, JOURNAL OF GENERAL CONVENTION, 1940, p. 444.
- (66) 一九四〇年八月二四日には、名出保太郎監督と松井米太郎監督が「礼儀のかけらもな」く、全英米主教に辞任をもとめるという強烈な排外主義をみせたことを報告した駐日アメリカ大使は、この日をもって在日外国人宣教師の伝道活動は終結したと、アメリカ国務長官に打電している。National Archives, Washington D.C. USA, US State Department, 394.0063/1, J.Grew to Secretary of State, telegram, 24 August 1940. 前掲「十字架の勝利のために―英国に於る対日布教活動の概観(一八六九―一九五四年)」三三三頁。
- (67) John Basil Simpson, George Noel Strong, *Kobe Fellowship Letters Vol. III*, 前掲[バジル書簡57号、一九四一年一月二三日](前掲『バジル書簡集』第三巻、八六～九三頁)。
- (68) [バジル書簡54号、一九四〇年九月二日](同右、六九～七五頁)。
- (69) 「日本聖公会主教会議事録」一九四〇年一月一日。以下「主教会」は邦人化したため「監督会」と表記する。
- (70) CSR to JWV, 15 October 1940, JR, Box 125, AEC.

- (71) *Ibid.*
- (72) 阿部義宗編『日本におけるキリスト教学校教育の現状』(基督教学校教育同盟、一九六一年)二〇―二一頁。
- (73) 「財団法人立教学院第三十五回理事会記録」一九四〇年一〇月四日。
- (74) 前掲「文部省側から見た日本キリスト教団成立の事情」一四―一五頁。
- (75) 「鈴木光武長老メモ」一九四二年六月二九日―一九四四年一月二二日。
- (76) 大江真道「戦時下の日本聖公会問題」森東吾論文を讀んで―『出会い』第九卷第一号、日本基督教協議会宗教学研究所、一九八六年)二一―二二頁。
- (77) 「財団法人立教学院第四十二回理事会記録」一九四一年八月一日。
- (78) 「財団法人立教学院第四十三回理事会記録」一九四一年八月九日。
- (79) 「財団法人立教学院第四十四回理事会記録」一九四一年九月一日。
- (80) 前掲「文部省側から見た日本キリスト教団成立の事情」一六―七頁。
- (81) 高瀬恒徳「告示」教団規則暫定修正ノ件「一九四二年五月二二日」。
- (82) ホーリネス・バンド弾正史刊行会編『ホーリネス・バンドの軌跡』(新教出版社、一九八三年)。山崎鷲夫編『戦時下のホーリネスの受難』(新教出版社、一九九〇年)を参照。
- (83) このとき、キリスト教会の犠牲を出さずには承知しない軍は、救世軍と聖公会の弾圧を決意していたが、当時の検事村登喜夫は、再臨信仰の教義を理由にやむを得ずホーリネス系の犠牲によってキリスト教全体を救おうと尽力し、検事総長と軍との対立にまで発展しかけたようであるが、これにより聖公会と救世軍はなんとか延命したと述べられている。久山康編『近代日本とキリスト教 大正・昭和篇』(基督教学徒兄弟団発行、創文社、一九五六年)三五〇―三五二頁。
- (84) 西村敬太郎「日本聖公会の試練 嵐の跡を顧みて」(直筆原稿、日本聖公会管区事務所所蔵。『鴨川聖公会三〇周年記念文集』一九六九年、三〇頁所収)。この西村文書はのちに西村敬太郎一周忌記念として遺族から私家版で別冊刊行されている(発行年月不記)。
- (85) 大島宏「『基督教教育ニヨル教育』から『皇国ノ道ニヨル教育』へ」(老川慶喜、前田一男編著『ミッション・スクールと戦争―立教学院のディレンマ』東信堂、二〇〇八年)一六八―一七〇頁を参照。
- (86) 前掲「日本聖公会の試練 嵐の跡を顧みて」三八頁。
- (87) 「陳情書(原案)」日本聖公会管区事務所蔵。
- (88) 野々目晃三「聖職者たちの群像―その二」(『桃山学院年史紀要』第一四号、一九九四年)二二―二三頁。
- (89) 吉川三夫(無題)一九四二年一月一日。金沢潔「敬愛する日本聖公会の聖職信徒各位に呈するの書」一九四二年一月二七日。高木章「非常時局と合同問題」。小中公毅「日本聖公会の行く可き途」ほか多数。

- (90) 前掲「日本聖公会の試練 嵐の跡を顧みて」四一〜四二頁。
- (91) 「日本聖公会聖職各位殿 勸奨状」一九四二年九月二八日。
- (92) 北海道教区は一九四二年一月三日、南東京教区は一九四二年二月三日。
- (93) 佐伯好郎は東京教区大久保教会信徒総代。明治大学教授、東京大学東洋文化研究所教授で、景教の研究者。戦後、広島に遷り葬された。告訴については、同志社大学人文科学研究所編『戦時下のキリスト教運動(Ⅱ、新教出版社、一九七二年) 一九七〜二〇八頁を参照。
- (94) 佐々木鎮次「監督会申合せ決定事項通知ノ件」一九四二年二月二日。
- (95) 佐々木鎮次総裁代務者の要請でこれを「監督会」の議案として提出予定であったが、周囲の情勢悪化により中止になった。前掲「日本聖公会の試練 嵐の跡を顧みて」三二〜三三頁。(佐々木鎮次発信控一八号、二一一、須貝止宛書簡)一九四二年一月一日。
- (96) 「財団法人立教学院第五十四回理事会記録」一九四二年九月二九日。
- (97) 林五郎・村岡米男「合同期成連合反対声明」一九四三年一月二六日。
- (98) 名出保太郎「我が親愛する旧日本聖公会聖職信徒諸君に告ぐ」一九四三年一月二五日。高瀬恒徳「教会合同を勧める公会書翰」一九四三年一月二五日。
- (99) 「神戸教区解散聖餐式」一九四三年一月二七日。「九州教区解散会」一九四三年三月二五日。神戸教区主教、九州教区管理主教の
- 八代斌助と、神戸教区常置委員長の覚前信三と、九州教区常置委員長の豊福浪雄は、一九四三年四月一日に文部省から出頭を命じられて上京した。このとき三人は吉田文部省宗教課長から英米の教会から独立した日本的キリスト教樹立と、日本聖公会の合同加入を要請されたが、これに対し三人は、科学の真理が全世界でどこにおいても同一であるように、日本的キリスト教、英国的キリスト教などありえないこと、貴官は信仰のことは判らないからわれわれをどう取りあつかおうと甘んじて受けるが、われわれの信仰のため、日本国家のためにならない合同教会加入は生命をかけてもしない、と返答している(日本聖公会九州教区歴史編集委員会編『日本聖公会九州教区史』日本聖公会九州教区、一九八〇年、九一〜九二頁)。
- (100) 一九四三年五月二〇日の「中部教区解消臨時教区会」では共済会を解消している。
- (101) 「佐々木鎮次発信控一八号、二一一、須貝止宛書簡」一九四二年一月一日。
- (102) 八代斌助「日本聖公会神史(抄)」八代欽一(「神戸聖ミカエル教会百年史物語」神戸聖ミカエル教会、一九八一年)二六二頁。
- (103) 「佐々木鎮次発信控一八号、二二三、吉沢直江宛書簡」一九四二年。
- (104) 「佐々木鎮次発信控一八号、二一一、須貝止宛書簡」一九四二年一月一日。
- (105) 佐々木鎮次は、一九四三年五月二〇日の中部教区解消にさいして、「監督は指揮者にあらずして信仰の師父として之を仰ぎ」と聖職に呼びかけ(『日本聖公会中部教区臨時教区会決議録』一九

四三年五月二〇日、五頁、日本聖公会中部教区資料室蔵)、終戦後の一九四五年二月の日本聖公会再建臨時総会では、「主教制を、一つの機構と見て、その存続が、教会の生命の伝統を保持し、教会が賦与するその聖奠(サクラメント)の基礎たる重要性を明確に把握していなかった誤りがあったと思います」と指摘した(前掲「日本聖公会の試練 嵐の跡を顧みて」五六頁)。

(106) 松本正雄「聖公会合同問題」(『創立三十周年記念 三十年の歩み』市川聖マリヤ教会、一九六四年、六五頁所収)によれば、合同予定教会の半数が合同取り消しをしている。

(107) 同右、五八頁。

(108) 日本基督教団への「所屬申込書」と「教会名申請」(日本基督教団宣教研究所蔵)にもとづく各教会の合同教会数は、つぎのとおりである。北海道七、東北四、北関東三、東京一四、南東京一〇、京都一四、大阪一七、神戸五、九州一、台湾伝道区四、計八九教会。大江真道「合同所屬申込書と教会名一覽―新発見の史料にもとづいたリストと教会名申請教区別一覽」(『歴史研究』第五号、日本聖公会歴史研究会、一九九四年)一―二二頁。

(109) 佐々木鎮次は、一九四三年五月の中部教区解消臨時教区会でつぎのように述べている。「神の召命に基する教役者の同志的紐帯にキリストの体たる信仰的統合は、召命を感じる限り、キリストに在りて活くる限り、人為的に廃棄し難きものであります。私共は法律上教団としての一切の機構並にその運用を廃棄します。然し信仰の内容に於てはキリストの生命に結合された生命を持ち同じ生命をもつ者が、祈を以て相互に近よる交際の存続を信じて行くことが出来るのであります。宗団法も行政官庁も之を禁止する

意味の解消を要請しているのでは無いと存じます。斯る点はその教会が閉鎖なり解散を命ぜられて始めて廃棄され得るものと私は確信する者であります(前掲「日本聖公会中部教区臨時教区会決議録」一九四三年五月二〇日、四―五頁)。

(110) 「互助会規約」一九四四年四月一日。

(111) この書簡は、第一章が敵国米英とそのキリスト教への攻撃、第二章が国体の精華と日本文化の自立性、第三章が日本のキリスト教の独自性と日本基督教団成立の意義、第四章がキリストにあるアジアの希望と一致を述べた構成となっている。序文三頁、本文二〇頁、奥付なしで印刷(日本基督教団宣教研究所教団史編纂室編『日本基督教団史資料集』第二巻、日本基督教団出版局、一九八八年、三一―三二六頁)。

(112) 佐々木鎮次は一九四四年一月の旧東京教区主教着座式後の歓迎会で、つぎのような挨拶をした。「私は病気の為に一つの事を学びました。それは胃と心臓の関係でありまして、御前は心臓が悪いかから余り物を多量に食べてはいかん。胃が大きくなると心臓を圧迫して働きを害するから成るべく八分目に食べて、胃が心臓を圧迫しない様にせよ、と申されて居ります。政府と教会の関係とは胃と心臓の様な関係で、或る時代には政府の力が強大に成つて、心臓の領分までも指示する様に成ります。只今は政府の力が強大でありますから、我々はなるべく政府の近くに在つてその意図を察し、これに応じた活動をしなければならぬので、そのためには東京に移つて対策を講ずるのが良いと考え東京に参つた次第であります(水野智彦『信仰と職業』私家版、一九六二年、三一頁)。

- (113) 佐々木鎮次総裁代務者案じた信徒たちの憲兵隊への慰問があとを絶たなかったという(大谷敬二郎『昭和憲兵史』みすず書房、一九六六年、四〇〇〜四〇二頁)。
- (114) 山口弘三「聖公会事件(東京憲兵隊司令部聴取書抜粋)」(前掲「日本聖公会の試練 嵐の跡を顧みて」五七〜五九頁)。
- (115) 「資料・佐々木鎮次主教の獄中記録(歴史研究) 第四号、日本聖公会歴史研究会、一九九三年、二五〜三三頁)。須貝止主教の獄中記録としては、西村敬太郎「主教受難の記(直筆原稿、日本聖公会管区事務所所蔵)」に、須貝止主教の短歌二〇数首のうち一〇首などが記されている(前掲「日本聖公会の試練 嵐の跡を顧みて」五九〜六二頁)。
- (116) 佐々木鎮次は終戦後の一九四五年二月の日本聖公会再建臨時総会で、つぎのような告示をした。「国家と教会との関係について、明確な信仰の見識を有すべきであろうと思います。特に全体の国家観の抬頭せる時期において多くの教会人が、時流に押し流されて、教会が、霊の世界の王位を如何なる意味において堅持し得るかを、忘れさった点に大いなる誤りがあったと、思います」(前掲「日本聖公会の試練 嵐の跡を顧みて」五五〜五六頁)。
- (117) 日本聖公会歴史編集委員会編『あかしびとたち―日本聖公会人物史―(聖公会出版、一九七四年) 三五六〜三五八頁)。
- (118) 八代斌助「第八回ランペンズ会議の諒解を求めんとする日本聖公会総裁主教親書」(一九四八年五月三日、日本聖公会管区事務所所蔵)。エビスコボス問題として知られる戦時下の一九四三年八月二四日の七監督按手は、イレギュラーな聖別ではあったが、日本聖公会の三監督による聖別、日本聖公会祈祷書の監督按手式の使用、聖餐式の併用という点で、正当性が認められた。これは、スクラメントの有効性は、それを執行する人や受ける人の信仰的・道徳的資質に左右されるという人効論(ex opera operantis)ではなく、形式と材質が整っていれば認めるという事効論(ex opera operato)の神学的解釈によるものであることを、八代崇が指摘している(土屋吉正ほか『シンポジウム教会論―東京神学大学パンフレットXX、東京神学大学出版委員会、一九七九年、四三〜四四頁)。
- (119) 『聖公会新聞』(第七号、一九四八年二月二五日)。
- (120) 海外援助受け入れは、戦災復興に限定されるという戦後最初の二回の総会(一九四五年二月、一九四七年五月)での議長(佐々木鎮次主教、八代斌助主教)の告示は、その後の戦後の歩みのなかで埋もれていき、一九七〇年代にカナダ・アメリカ聖公会から経済支援停止を通告されるまで、日本聖公会の外国母教会への財政的依存は戦後四半世紀以上も続いたのである(浦地洪一編『日本聖公会150年の軌跡』日本聖公会管区事務所、二〇一二年、二二五〜二一六頁。柳城学院百年史編集委員会編『柳城学院百年史』柳城学院、二〇〇四年、一八三〜一八四頁)。
- (121) 「立教学院拡張計画案摘要」一九三三年(学校法人立教学院本部事務局所蔵)。
- (122) 「立教大学に医学部新設計画」(教育思潮研究会編『教育思潮研究』第一巻第三輯、一九三七年八月) 一九四頁。
- (123) 「財団法人立教学院第四十六回理事会記録」一九四一年二月一六日。
- (124) 「財団法人国際メデカルセンター第四十七回理事会記録」一九

- 四一年二月二〇日。
- (125) 聖路加国際病院八十年史編纂委員会編『聖路加国際病院八十年史』（聖路加国際病院、一九八二年）二九～三二頁。
- (126) 厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史』（記述編、中央法規出版、一九八八年）三五一～三五二、四三四～四三六頁。なお、大瀧由太郎「医療団の性格と食糧営団」（『統制経済』第七巻第三号、一九四三年）一三～二〇頁も参照のこと。
- (127) 前掲『聖路加国際病院八十年史』三二～三三頁。
- (128) 前掲「財団法人聖路加国際メデカルセンター第四十七回理事会記録」。
- (129) 前掲『聖路加国際病院八十年史』三一頁。なお、聖路加看護大学の前史については、（聖路加看護大学創立七〇周年記念誌編集企画委員会編『聖路加看護大学の七〇年』一九九〇年、一三頁）に、簡単な記述がある。
- (130) 「財団法人立教学院第四十七回理事会記録」一九四二年一月二三日。
- (131) 「財団法人聖路加国際メデカルセンター第四十八回理事会記録」一九四二年一月三日。
- (132) 「立教大学医学部設立趣旨」（財団法人立教学院「医学部設置認可願」一九四二年二月、立教学院史資料センター所蔵）。
- (133) 「医学部設置要項」（前掲「医学部設置認可願」）。
- (134) 同右。
- (135) 「立教大学医学部予科設置二関スル予算案」（前掲「医学部設置認可願」）。
- (136) 「医学部並附属病院予算案」（前掲「医学部設置認可願」）。
- (137) 「概括表（1931～47年度）」（『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四三〇頁所収）。
- (138) 前掲「医学部並附属病院予算案」。
- (139) 前掲「医学部設置要項」。
- (140) 「遠山郁三日誌」一九四二年二月一六日条（『遠山郁三日誌』二五四頁）。
- (141) 「遠山郁三日誌」一九四二年三月一四日条（『遠山郁三日誌』二六五頁）。
- (142) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月一六日条（『遠山郁三日誌』二九〇頁）。
- (143) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月一五日条（『遠山郁三日誌』二八八頁）。
- (144) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月一六日条（『遠山郁三日誌』二九〇頁）。
- (145) 「財団法人立教学院第五十一回理事会記録」一九四二年六月八日。
- (146) 同右。
- (147) 同右。
- (148) 「遠山郁三日誌」一九四二年三月一六日（『遠山郁三日誌』二二六頁）。
- (149) 「遠山郁三日誌」一九四二年三月一九日（『遠山郁三日誌』二二六頁）。
- (150) 「遠山郁三日誌」一九四二年四月一六日（『遠山郁三日誌』二二七頁）。
- (151) 「遠山郁三日誌」一九四二年四月一九日（『遠山郁三日誌』二二八頁）。

- 頁)。
- (152) 「遠山郁三日誌」一九四二年四月二八日〔遠山郁三日誌〕二八三頁。
- (153) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月九日〔遠山郁三日誌〕二八六頁。
- (154) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月二六日〔遠山郁三日誌〕二九四頁。
- (155) 「遠山郁三日誌」一九四二年六月二日〔遠山郁三日誌〕二九七～二九八頁。
- (156) 「遠山郁三日誌」一九四二年八月二四日〔遠山郁三日誌〕三三三頁。
- (157) 「写 厚生大臣小泉親彦により財団法人聖路加国際メデカルセクター常任理事松井米太郎宛文書」一九四二年一月一七日〔官公署往復書類(一)〕立教学院史資料センター所蔵)。
- (158) 「財団法人立教学院第五十六回理事会記録」一九四二年二月一四日。
- (159) 松井米太郎「立教大学医学部設置認可申請書取下ニ関スル件」一九四三年一月二五日(前掲「官公署往復書類(一)」)。
- (160) 「財団法人立教学院第五十七回理事会記録」一九四三年一月二六日。
- (161) 「財団法人立教学院第五十八回理事会記録」一九四三年一月三〇日。
- (注 第三章)
- (1) 「立教学院立教中学校規則」(学則、規則に関する許認可文書・中学校・東京府)大正一四年―昭和二年、昭47文部00304100
国立公文書館所蔵(立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史』資料編第三卷、立教学院、一九九九年、一七～一九頁)。
- (2) 「中学校設立者及名称変更ノ件」(設置廃止(位置変更、改称)に関する許認可文書・中学校・東京都)大正一二年―昭和二年、昭47文部01742100(国立公文書館所蔵)。
- (3) 油井原均「昭和初期立教中学校の性格と進学動向」(立教学院史研究)第九号、二〇一二年)八三頁。
- (4) 「各種調査委員会文書・文政審議会書類・十七文政審議会議事速記録」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A05021067100「各種調査委員会文書・文政審議会書類・十七文政審議会議事速記録」国立公文書館所蔵)。
- (5) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』(第七卷、教育資料調査会、一九三八年)二三五頁。
- (6) 「第三学年ヨリ第一種課程ヲ欠ク申請書」(前掲「学則、規則に関する許認可文書・中学校・東京府」)。
- (7) 「三、下級生徒ノ上級学校入学志望状況調」(前掲「第三学年ヨリ第一種課程ヲ欠ク認可申請書」)。
- (8) 「一、卒業者ノ状況調」(前掲「第三学年ヨリ第一種課程ヲ欠ク認可申請書」)。
- (9) 「第一種課程ヲ欠ク認可申請書遅延ニ関スル陳情書」(前掲「第三学年ヨリ第一種課程ヲ欠ク認可申請書」)は「第三学年ヨリ第一種課程ヲ欠ク認可申請書」の添付資料として同日付で提出された。
- (10) 「立教学院立教中学校授業料規則改正」(前掲「学則、規則に関